

■議案第59号 町道路線の変更について

【要旨】

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線を変更することについて議会の議決を求めるものです。

[窪川駅中央線]

当初認定区間は、自由通路のみの認定でありましたが、起終点を変更し県道窪川船戸線から町道榊山線までを、町道として維持管理を図ろうとするものです。

路線概要

整 理 番 号	(窪川) 1 1 9	
路 線 名	窪川駅中央線	
	変 更 前	変 更 後
延 長	1 3 1 . 7 m	1 6 8 . 0 m
起 点	琴平町 5 5 4 - 2 3	琴平町 5 5 4 - 2 5
終 点	琴平町 5 7 6 - 2	榊山町 5 8 6 - 4

[中屋式線]

当路線は平成24年9月定例会において、地元からの陳情が採択され12月定例会において認定された路線であるが、路線の一部に私道が含まれており土地所有者から私道部分の返還を求められたものです。

路線概要

整 理 番 号	(十和) 3 2 0 6 2	
路 線 名	中屋式線	
	変 更 前	変 更 後
延 長	1 1 0 . 0 m	6 8 . 0 m
起 点	戸川字古田 3 6 8 - 9	戸川字古田 3 6 8 - 9
終 点	戸川字大小路 3 8 8 - 1	戸川字大小路 3 8 8 - 4